一関地区広域行政組合介護保険条例施行規則

平成18年４月１日
一関地区広域行政組合規則第17号
改正　平成19年２月１日　規則第１号
平成19年７月10日　規則第12号
平成21年３月５日　規則第２号
平成21年７月31日　規則第２号
平成22年３月25日　規則第２号
平成24年３月22日　規則第２号
平成25年３月29日　規則第４号
平成27年７月31日　規則第５号
平成30年７月31日　規則第４号
令和２年６月１日　規則第５号
令和２年６月30日　規則第６号
令和３年３月31日　規則第４号
令和３年７月１日　規則第６号
令和４年３月17日　規則第２号
令和４年４月１日　規則第３号
令和７年７月31日　規則第１号
令和８年３月31日　規則第４号

（趣旨）

第１条　一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）が行う介護保険については、法令及び一関地区広域行政組合介護保険条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第27号。以下「条例」という。）その他特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第２条　削除

（特例居宅介護サービス費の額）

第３条　介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第42条第３項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、法第41条第４項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90（法第49条の２第１項第２号の規定を適用する場合においては100分の80、同条第２項の規定を適用する場合においては100分の70）に相当する額とする。

（特例地域密着型介護サービス費の額）

第４条　法第42条の３第２項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額は、法第42条の２第２項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90（法第49条の２第１項第４号の規定を適用する場合においては100分の80、同条第２項の規定を適用する場合においては100分の70）に相当する額とする。

（特例居宅介護サービス計画費の額）

第５条　法第47条第２項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、法第46条第２項の厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

（特例施設介護サービス費の額）

第６条　法第49条第２項に規定する特例施設介護サービス費の額は、法第48条第２項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90（法第49条の２第１項第６号の規定を適用する場合においては100分の80、同条第２項の規定を適用する場合においては100分の70）に相当する額とする。

（居宅介護サービス費等の額の特例）

第７条　法第50条の規定により読み替えて適用する同条各号に定める規定に規定する市町村が定めた割合は、管理者が別に定めることとし、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条第１項各号の規定に該当する者に適用する。

２　居宅介護サービス費等の額の特例を受けようとする者は、当該特例を必要とする理由を証明する書類を添付して管理者に申請しなければならない。

３　管理者は、前項の申請を受けたときは、申請内容を審査し、その決定の旨を速やかに当該申請者に通知するものとする。

４　管理者は、居宅介護サービス費等の額の特例を受けている者が、施行規則第83条第１項各号の規定に該当しない状態に至ったと認めるときは、その決定の旨を速やかに、当該者に通知するものとする。

５　居宅介護サービス費等の額の特例適用期間は、申請日の属する月から終了日の属する月までとする。

（特例特定入所者介護サービス費の額）

第７条の２　法第51条の４第２項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の３第２項第１号の食費の基準費用額から同号の食費の負担限度額を控除した額及び同項第２号の居住費の基準費用額から同号の居住費の負担限度額を控除した額の合計額とする。

（特例介護予防サービス費の額）

第８条　法第54条第３項に規定する特例介護予防サービス費の額は、法第53条第２項各号

の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90（法第59条の２第１項第２号の規定を適用する場合においては100分の80、同条第２項の規定を適用する場合においては100分の70）に相当する額とする。

（特例地域密着型介護予防サービス費の額）

第８条の２　法第54条の３第２項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額は、法第54条の２第２項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90（法第59条の２第１項第４号の規定を適用する場合においては100分の80、同条第２項の規定を適用する場合においては100分の70）に相当する額とする。

（特例介護予防サービス計画費の額）

第９条　法第59条第２項に規定する特例介護予防サービス計画費の額は、法第58条第２項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

（介護予防サービス費等の額の特例）

第10条　法第60条の規定により読み替えて適用する同条各号に定める規定に規定する組合が定めた割合は、管理者が別に定めることとし、施行規則第83条第１項各号の規定に該当する者に適用する。

２　第７条第２項から第５項までの規定は、介護予防サービス費等の額の特例について準用する。この場合において、同条第２項、第４項及び第５項中「居宅介護サービス費等の額の特例」とあるのは、「介護予防サービス費等の額の特例」と読み替えるものとする。

（特例特定入所者介護予防サービス費の額）

第11条　法第61条の４第２項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、法第61条の３第２項第１号の食費の基準費用額から同号の食費の負担限度額を控除した額及び同項第２号の滞在費の基準費用額から同号の滞在費の負担限度額を控除した額の合計額とする。

（保険料の徴収猶予）

第12条　管理者は、条例第11条第２項の申請を受けたときは、申請内容を審査し、その決定の旨を速やかに当該申請者に通知するものとする。

（保険料の減免）

第13条　条例第12条第１項の規定により保険料を減免することのできる場合及びその割合は、次のとおりとする。

⑴　条例第11条第１項第１号の規定に該当することにより、第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅、家財その他の財産にその価格の10分の３以上の損害（保険金損害賠償金等により補填されるべきものを除く。）を

受け、かつ、前年中の当該納付義務者である第１号被保険者及び世帯の生計を主として維持する者の前年中の合計所得金額（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の２第１項に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）の合算額（以下この条において「合算合計所得金額」という。）が600万円未満で介護保険料の納付が困難と認められるときは、損害の割合及び前年の合計所得金額に応じ、当該事由が生じた日以後に到来する納期において納付すべき当該年度の介護保険料を、別表第１に定める割合の範囲内で減免する。

⑵　条例第11条第１項第１号から第４号までの規定のいずれかに該当することにより、第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年分の合算合計所得金額の見積額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく給付その他これに類する給付を含む。）が前年の合算合計所得金額の２分の１以下に減少し、かつ、前年の合算合計所得金額が600万円未満で介護保険料の納付が困難と認められるときは、合算合計所得金額の減少の割合及び前年の合算合計所得金額に応じ、当該事由が生じた日以後に到来する納期において納付すべき当該年度の介護保険料を、別表第２に定める割合の範囲内で減免する。

２　前項第１号及び第２号の規定は、第１号被保険者が納付すべき介護保険料のうち、条例第11条第１項第１号から第６号までの規定のいずれかに該当した日から当該年度内に納期の末日（普通徴収に係る介護保険料にあっては条例第４条第１項に規定する納期の末日をいい、特別徴収に係る介護保険料にあっては法第135条第３項に規定する特別徴収対象年金給付の支払に係る日をいう。以下同じ。）が到来する介護保険料の額について適用する。ただし、前項第１号及び第２号の規定により減免する額が条例第12条第２項の申請書を提出した日以後に到来する末日に係る介護保険料の額を超えるときは、当該介護保険料の額を限度とする。

３　管理者は、条例第12条第２項の申請を受けたときは、申請内容を審査し,その決定の旨を速やかに当該申請者に通知するものとする。

（準用）

第14条　法第143条により地方税法(昭和25年法律第226号)の規定を準用する場合において、条例又はこの規則に定めがない場合は、一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）及び一関市市税規則（平成17年一関市規則第53号）の規定を準用する。

（委任）

第15条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

（様式）

第16条　介護保険に関する文書の様式は、次に掲げるところによるものとする。

文 書 の 名 称	様　　式
介護保険住所地特例　適用・変更・終了届	第　1　号
介護保険被保険者証交付申請書	第　2　号
介護保険被保険者証等再交付申請書	第　3　号
介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）	第　4　号
介護保険受給資格証明書	第　5　号
介護保険要介護等認定・要介護等更新認定・区分変更（要支援・要介護）要支援者の新規要介護認定・転入申請書	第　6　号
介護保険要介護認定・要支援認定延期通知書	第　7　号
介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書	第　8　号
介護保険要介護認定・要支援認定却下通知書	第　9　号
介護保険要介護認定・要支援認定取消通知書	第　10　号
削除	削除
介護保険要介護（要支援）状態区分変更通知書	第　12　号
介護保険サービスの種類指定変更申請書	第　13　号
介護保険サービスの種類指定結果通知書	第　14　号
介護保険診断命令書	第　15　号
居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書	第　16　号
介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更・中止）届出書（要支援１・要支援２対象）	第16号の２
居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（小規模多機能型居宅介護事業者用）	第16号の３
介護保険利用者負担額減額・免除申請書	第　17　号
介護保険負担限度額認定申請書	第　18　号
介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書	第　19　号
介護保険利用者負担額減額・免除変更決定通知書	第　20　号
介護保険利用者負担額減額・免除認定証	第　21　号
介護保険負担限度額認定証	第　22　号
介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）	第　23　号
介護保険特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）	第　24　号
介護保険負担限度額、利用者負担減額・免除認定決定通知書	第　25　号

介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	第　26　号
介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	第　27　号
介護保険特例居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（受領委任用）	第　28　号
介護保険居宅介護（介護予防）サービス費、特例居宅介護（介護予防）サービス費、居宅介護（介護予防）サービス計画費、特例居宅介護（介護予防）サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費　支給申請書（償還払い用）	第　29　号
介護保険特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）購入費支給申請書	第　30　号
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）	第　31　号
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（償還払用）	第31号の２
介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書	第　32　号
介護保険｛居宅介護（介護予防）サービス費、特例居宅介護（介護予防）サービス費、地域密着型介護（介護予防）サービス費、特例地域密着型介護（介護予防）サービス費、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費、特例居宅介護（介護予防）住宅改修費、居宅介護（介護予防）サービス計画費、特例居宅介護（介護予防）サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護（介護予防）サービス費、特定入所者介護サービス費負担限度額差額｝支給決定通知書	第　33　号
介護保険｛居宅介護（介護予防）サービス費、特例居宅介護（介護予防）サービス費、地域密着型介護（介護予防）サービス費、特例地域密着型介護（介護予防）サービス費、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費、特例居宅介護（介護予防）住宅改修費、居宅介護（介護予防）サービス計画費、特例居宅介護（介護予防）サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護（介護予防）サービス費、特定入所者介護サービス費負担限度額差額｝不支給決定通知書	第　34　号
納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書	第　35　号
納入通知書（介護保険料額変更通知書）兼特別徴収（仮徴収）額変更	第　36　号

通知書特別徴収中止通知書	
介護保険料還付(充当)通知書	第　37　号
介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書	第　38　号
介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書	第　39　号
介護保険支払方法変更（償還払い化）終了申請書	第　40　号
介護保険給付の支払い一時差止通知書	第　41　号
介護保険滞納保険料控除通知書	第　42　号
介護保険給付の支払一時差止等予告通知書（第２号被保険者用）	第　43　号
介護保険給付の支払一時差止等処分通知書（第２号被保険者用）	第　44　号
介護保険給付の支払一時差止等措置終了依頼書（第２号被保険者用）	第　45　号
介護保険給付額減額通知書	第　46　号
介護保険給付額減額免除申請書	第　47　号
介護保険料納入通知書	第　48　号
介護保険料督促状	第　49　号
介護保険料減免・徴収猶予申請書	第　50　号
介護保険料徴収猶予決定通知書	第　51　号
介護保険料徴収猶予取消通知書	第　52　号
介護保険料減免決定通知書	第　53　号
介護保険申告書	第　54　号
介護保険（要介護・要支援）認定取消申請書	第　55　号
介護保険特定入所者介護サービス費負担限度額差額支給申請書	第　56　号
介護保険資格取得・異動・喪失届	第　57　号
納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼仮徴収額決定通知書	第　58　号
高額介護合算療養費等支給申請書（高額医療合算介護（予防）サービス費）兼自己負担額証明書交付申請書	第　59　号
介護保険自己負担額証明書	第　60　号
高額介護合算療養費等支給（不支給）決定通知書	第　61　号

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、解散前の一関地方広域連合介護保険条例施行規則（平成12年一関地方広域連合規則第１号。以下「旧規則」

という。）の規定によりなされた処分、手続き、その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続き、その他の行為とみなす。

3　施行日から当分の間、旧規則に規定する様式は、これを取り繕って使用することができる。

（新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少したことなどによる第１号被保険者の保険料の減免の特例）

4　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）又はその影響により条例第11条第１項第５号の規定に該当する場合の保険料の減免は、次のとおりとする。

⑴　新型コロナウイルス感染症により第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合は、保険料額の全部を免除する。

⑵　新型コロナウイルス感染症の影響により第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額とする。）が、令和元年における当該事業収入等の額の10分の３以上である者（第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円を超える者を除く。）に対しては、附則別表の中欄の額に、左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄の割合を乗じて得た額を減額し、又は免除する。ただし、第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が事業等を廃止又は失業した場合には、同表左欄の区分にかかわらず、同表中欄の額の全部を免除する。

5　前項の規定は、第１号被保険者が納付すべき保険料のうち、令和２年２月１日から令和３年３月31日までの間に納期の末日が到来する令和元年度及び令和２年度の保険料について適用する。

6　第４項各号の規定に該当する者が前項に規定する保険料の減免を受けようとする場合における申請書の提出期限は、令和３年３月31日とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めた場合における申請書の提出期限は、令和４年３月31日とする。

7　第５項の規定にかかわらず、第４項の規定は、第１号被保険者が納付すべき保険料のうち、令和２年度末に資格を取得したこと等により、令和３年４月以降の期間に納期の末日が到来する令和２年度相当分の保険料額について適用する。

8　第５項及び前項の規定にかかわらず、第４項の規定は、第１号被保険者が納付すべき保険料のうち、令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に納期の末日が到来する令和３年度の保険料について適用する。この場合において、第４項第２号及び附則別表中「令和元年」とあるのは「令和２年」と、附則別表中「200万円」とあるのは「210万円」とする。

9　第４項各号の規定に該当する者が第７項及び前項に規定する保険料の減免を受けようとする場合における申請書の提出期限は、令和４年３月31日とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めた場合における申請書の提出期限は、令和５年３月31日とする。

10　第８項の規定にかかわらず、第４項の規定は、第１号被保険者が納付すべき保険料のうち、令和３年度末に資格を取得したこと等により、令和４年４月以降の期間に納期の末日が到来する令和３年度相当分の保険料額について適用する。この場合において、第４項第２号及び附則別表中「令和元年」とあるのは「令和２年」と、附則別表中「200万円」とあるのは「210万円」とする。

11　第５項、第７項、第８項及び前項の規定にかかわらず、第４項の規定は、第１号被保険者が納付すべき保険料のうち、令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に納期の末日が到来する令和４年度の保険料について適用する。この場合において、第４項第２号及び附則別表中「令和元年」とあるのは「令和３年」と、附則別表中「200万円」とあるのは「210万円」とする。

12　第４項各号の規定に該当する者が第10項及び前項に規定する保険料の減免を受けようとする場合における申請書の提出期限は、令和５年３月31日とする。

附則別表（附則第４項関係）

<table>
<tr><th>令和元年中の合計所得金額</th><th>対象保険料額</th><th>減額又は免除の割合</th></tr>
<tr><td>200万円以下の場合</td><td rowspan="2">保険料額に、第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の令和元年中における合計所得金額に占める新型コロナウイルス感染症の影響により減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得金額の割合を乗じて得た額</td><td>10分の10</td></tr>
<tr><td>200万円を超える場合</td><td>10分の８</td></tr>
</table>

附　則（平成19年２月１日規則第１号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行し、平成19年４月１日から適用する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日から当分の間、この規則による改正前の規則に規定する様式は、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成19年７月10日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年３月５日規則第２号）

この規則は公布の日から施行し、改正後の第13条第１項第１号及び同条同項第２号の規定は平成20年６月14日から適用する。

附　則（平成21年７月31日規則第２号）

この規則は、平成21年８月１日から施行する。

附　則（平成22年３月25日規則第２号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月22日規則第１号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日規則第４号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年７月31日規則第５号）

この規則は、平成27年８月１日から施行する。

附　則（平成30年７月31日規則第４号）

この規則は、平成30年８月１日から施行する。

附　則（令和２年６月１日規則第５号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日から当分の間、この規則による改正前の一関地区広域行政組合介護保険条例施行規則に規定する様式の用紙は、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和３年３月31日規則第４号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年７月１日規則第６号）

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の一関地区広域行政組合介

護保険条例施行規則第13条第１項、附則第４項及び附則第６項から第９項までの規定は、令和３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　令和２年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第13条第１項の規定の適用については、同項第１号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の２第１項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第381号）第７条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の２第１項」とする。

３　この規則の施行の日から当分の間、この規則による改正前の一関地区広域行政組合介護保険条例施行規則に規定する様式の用紙は、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和４年３月17日規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日から当分の間、この規則による改正前の一関地区広域行政組合介護保険条例施行規則に規定する様式の用紙は、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和４年４月１日規則第３号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和７年７月31日規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、令和７年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の一関地区広域行政組合介護保険条例施行規則に規定する様式の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和８年３月31日規則第４号）

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の一関地区広域行政組合介護保険条例施行規則に規定する様式の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第１（第13条関係）

前年の合算合計所得金額 損害の割合	150万円未満	150万円以上 300万円未満	300万円以上 450万円未満	450万円以上 600万円未満
10分の３以上10分の５未満	100分の70	100分の60	100分の50	100分の40
10分の５以上	100分の100	100分の90	100分の80	100分の70

別表第２（第13条関係）

前年の合算合計所得金額 合算合計所得 金額の減少の割合	150万円未満	150万円以上 300万円未満	300万円以上 450万円未満	450万円以上 600万円未満
10分の５以上10分の６未満	100分の80	100分の70	100分の60	100分の50
10分の６以上10分の７未満	100分の90	100分の80	100分の70	100分の60
10分の７以上	100分の100	100分の90	100分の80	100分の70

様式（省略）